

第13次鳥獣保護管理事業計画書

令和4年4月1日から

5年間

令和9年3月31日まで

香 川 県

目 次

第一 計画の期間	1
第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項	1
1 鳥獣保護区の指定	1
(1) 方針	1
(2) 鳥獣保護区の指定等計画	3
2 特別保護地区の指定	6
(1) 方針	6
(2) 特別保護地区指定計画	6
3 休猟区の指定	9
(1) 方針	9
(2) 休猟区指定計画	9
(3) 特例休猟区指定計画	9
4 鳥獣保護区の整備等	10
(1) 方針	10
(2) 整備計画	10
(3) 保全事業を実施する予定の鳥獣保護区	10
第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項	10
1 鳥獣の人工増殖	10
2 放鳥獣	10
第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	11
1 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方	11
(1) 希少鳥獣	11
(2) 狩猟鳥獣	11
(3) 外来鳥獣	12

(4) 指定管理鳥獣	12
(5) 一般鳥獣	13
2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定	13
(1) 許可しない場合の基本的考え方	13
(2) 許可に当たっての条件の考え方	14
(3) わなの使用に当たっての許可基準	14
(4) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方	15
(5) 鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域における捕獲許可の考え方	15
2-1 学術研究を目的とする場合	15
(1) 学術研究	15
(2) 標識調査	16
2-2 鳥獣の保護を目的とする場合	17
(1) 第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護の目的	17
(2) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的	18
(3) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的	18
2-3 鳥獣の管理を目的とする場合	19
(1) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整を目的とする場合	19
(2) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合	20
2-4 その他特別の事由の場合	29
(1) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的	29
(2) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的	29
(3) 鵜飼漁業への利用の目的	30
(4) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的	30
(5) 前各号に掲げるもののほか公益上の必要があると認められる目的	31
3-1 捕獲許可した者への指導	31

(1) 捕獲物又は採取物の処理等	31
(2) 従事者の指揮監督	31
(3) 危険の予防	32
3-2 許可権限の市町長への委譲	32
3-3 鳥類の飼養登録	32
(1) 方針	32
(2) 飼養の適正化に当たっての留意点	32
3-4 販売禁止鳥獣等	33
(1) 許可の考え方	33
(2) 許可の条件	33
第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項	34
1 特定猟具使用禁止区域の指定	34
(1) 方針	34
(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画	34
(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳	36
2 特定猟具使用制限区域の指定	38
3 猟区設定のための指導	38
4 指定猟法禁止区域	39
(1) 方針	39
(2) 許可の考え方	39
(3) 条件の考え方	39
第六 第一種特定鳥獣保護計画の作成に関する事項	40
1 第一種特定鳥獣保護計画の作成に関する方針	40
2 実施計画の作成に関する方針	40
第七 第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項	40

1	第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する方針	40
2	実施計画の作成に関する方針	41
第八	鳥獣の生息状況の調査に関する事項	42
1	基本方針	42
2	鳥獣の生態に関する基礎的な調査	42
(1)	方針	42
(2)	鳥獣生息分布調査	42
(3)	ガン・カモ類の生息調査	42
(4)	狩猟鳥獣生息調査	43
(5)	第二種特定鳥獣及び指定管理鳥獣の生息状況調査	43
3	法に基づく諸制度の運用状況調査	44
(1)	鳥獣保護区等の指定・管理等調査	44
(2)	捕獲等情報収集調査	45
(3)	制度運用の概況情報	45
4	新たな技術の支援・普及等	45
(1)	捕獲技術や捕獲した個体の有効活用や効率的な処分に関する支援・普及等	45
(2)	被害防除対策に係る技術開発・普及	45
(3)	捕獲個体の活用や処分に係る技術開発・普及	45
第九	鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項	46
1	鳥獣行政担当職員	46
(1)	方針	46
(2)	設置計画	46
(3)	研修計画	46
2	鳥獣保護管理員	47
(1)	方針	47

(2) 設置計画	47
(3) 年間活動計画	48
(4) 研修計画	48
3 保護及び管理の担い手の育成及び配置	49
(1) 方針	49
(2) 認定鳥獣捕獲等事業者の育成及び確保	49
(3) 狩猟者の数の確保と育成	49
4 鳥獣保護センター等の設置	49
5 取締り	49
(1) 方針	49
(2) 年間計画	50
6 必要な財源の確保	50
第十 その他鳥獣保護管理事業の実施のために必要な事項	51
1 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題	51
2 狩猟の適正管理	51
(1) 基本的な考え方	51
(2) 狩猟者の資質向上のための取組み	52
(3) わな猟の適切な実施	52
(4) 狩猟者の確保	52
3 入猟者承認制度に関する事項	52
4 傷病鳥獣救護の基本的な対応	53
(1) 現状	53
(2) 基本的な考え方	53
(3) 救護個体の取扱い	54
(4) 野生鳥獣と人・家畜の間で伝播する感染症対策	54

(5) 放野	54
5 安易な餌付けの防止	55
(1) 方針	55
(2) 年間計画	55
6 感染症への対応	56
(1) 高病原性鳥インフルエンザ	56
(2) 豚熱 (CSF) ,アフリカ豚熱 (ASF)	56
(3) その他感染症	57
7 普及啓発	57
(1) 鳥獣の保護及び管理についての普及等	57
(2) 法令の普及徹底	58
(3) 猟犬の管理	58

第一 計画の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とする。

第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

1 鳥獣保護区の指定

(1) 方針

① 指定に関する中長期的な方針

鳥獣保護区は、狩猟を禁止し、鳥獣の安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全、管理及び整備することにより、鳥獣の保護を図ることを目的として指定するものであり、これらを通じて地域における生物多様性の保全に資するものである。

このような観点から、本県においては第12次鳥獣保護事業計画終了時点で26箇所、9,327haの鳥獣保護区を指定しており、その面積は県土面積中約5.0%を占め、高度な土地利用が行われ、野生鳥獣の生息地が狭小である本県において、野生鳥獣の生息環境を保全する上で重要な役割を果たしている。

しかし、一方で、鳥獣による農業被害や、イノシシ等の市街地への出没が増加し、人的被害が発生するなどの生活環境被害が大きな社会問題となっており、指定する鳥獣保護区の区域内やその周辺区域での被害増大の懸念から、その指定は従来にも増して困難になってきているのが現状である。

こうした状況の中、関係者の合意形成に努めるとともに、農林水産業等の人間の活動と鳥獣との適切な関係の構築を図りながら、本計画期間中に存続期間が満了する銚子溪鳥獣保護区等14箇所、6,167haについて存続期間を更新することとする。

この結果、本計画終了時点の鳥獣保護区は26箇所、9,327haとなり、県土面積中約5.0%を占めることになる。

② 指定区分ごとの方針

1) 森林鳥獣生息地の保護区

森林に生息する鳥獣の保護を図るために指定し、地域における生物多様性の確保にも資するものとする。

本計画期間中に存続期間が満了する銚子溪鳥獣保護区など 6 箇所、3,949ha について存続期間を更新する。

2) 大規模生息地の保護区

行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣を始め、その地域に生息する多様な鳥獣相を保護するために指定し、地域の生物多様性の拠点の確保にも資する。

現在、県内にその指定はなく、本計画における指定予定もないが、必要に応じて検討を行う。

3) 集団渡来地の保護区

集団で渡来する渡り鳥等の保護を図るため、これらの渡来地である干潟、湿地、湖沼、岩礁等のうち必要な地域について指定する。

本計画期間中に存続期間が満了する三豊海岸鳥獣保護区など 2 箇所、1,394ha について存続期間を更新する。

4) 集団繁殖地の保護区

集団で繁殖する鳥類等の保護を図るため、島しょ、断崖、樹林等における集団繁殖地のうち必要な地域について指定する。現在、県内にその指定はなく、本計画における指定予定もないが、必要に応じて検討を行う。

5) 希少鳥獣生息地の保護区

環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧ⅠA・ⅠB 類又はⅡ類に該当する鳥獣若しくは絶滅のおそれのある地域個体群として掲載されている鳥獣、県が作成したレッドデータブックに掲載されている鳥獣その他の絶滅のおそれのある鳥獣又はこれらに準ずる鳥獣の生息地であって、これらの鳥獣の保護上必要な地域について指定する。現在、県内にその指定はなく、本計画における指定予定もないが、必要に応じて検討を行う。

6) 生息地回廊の保護区

生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間をつなぐ樹林帯、河畔林等であって鳥獣の移動経路となっている地域又は鳥獣保護区に指定することにより鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち必要な地域について指定する。現在、県内にその指定はなく、本計画における指定予定もないが、必要に応じて検討を行う。

7) 身近な鳥獣生息地の保護区

市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保し若しくは創出し、豊かな生活環境の形成に資するため必要と認められる地域又は自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するため、必要と認められる地域について指定する。

本計画期間中に存続期間が満了する青の山鳥獣保護区など 6 箇所、824ha について存続期間を更新する。

(2) 鳥獣保護区の指定等計画

(第1表) (面積: ha)

区 分	鳥 獣 保護区 指定の 目 標	既指定 鳥 獣 保護区 (A)		本計画期間に指定する鳥獣保護区						本計画期間に区域拡大する鳥獣保護区					
				4年度	5	6	7	8	計(B)	4年度	5	6	7	8	計(C)
森林鳥獣 生息地	箇所	9	14	箇 所											
	面積	2,700	6,415	変動面積											
大規模 生息地	箇所			箇 所											
	面積			変動面積											
集 団 渡来地	箇所		3	箇 所											
	面積		1,418	変動面積											
集 団 繁殖地	箇所			箇 所											
	面積			変動面積											
希少鳥獣 生息地	箇所			箇 所											
	面積			変動面積											
生息地 回 廊	箇所			箇 所											
	面積			変動面積											
身近な鳥獣 生息地	箇所		9	箇 所											
	面積		1,494	変動面積											
計	箇所		26	箇 所											
	面積		9,327	変動面積											

(第1表) 続き (面積: ha)

区 分	本計画期間に区域縮小する鳥獣保護区						本計画期間に解除又は期間満了となる鳥獣保護区						計画期間中の増減 (減:△)*	計画終了時の鳥獣保護区**
	4年度	5	6	7	8	計(D)	4年度	5	6	7	8	計(E)		
森林鳥獣 生息地	箇所													14
	面積													6,415
大規模 生息地	箇所													
	面積													
集団 渡来地	箇所													3
	面積													1,418
集団 繁殖地	箇所													
	面積													
希少鳥獣 生息地	箇所													
	面積													
生息地 回廊	箇所													
	面積													
身近な鳥獣 生息地	箇所													9
	面積													1,494
計	箇所													26
	面積													9,327

備考 * 箇所数については B-E
面積については B+C-D-E

** 箇所数については A+B-E
面積については A+B+C-D-E

既指定鳥獣保護区の変更計画

(第2表)

年 度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動 (ha)			変更後の指定期間	変更理由	備 考
				異動前の面積	異動面積	異動後の面積			
令和4年度	森林鳥獣生息地	銚子溪鳥獣保護区	期間更新	81		81	令和4年11月15日から 令和14年11月14日まで		
	身近な鳥獣生息地	青の山鳥獣保護区	〃	300		300			
	〃	藤尾山鳥獣保護区	〃	68		68			
令和5年度	集団渡来地	三豊海岸鳥獣保護区	〃	1,334		1,334	令和5年11月15日から 令和15年11月14日まで		
	身近な鳥獣生息地	石清尾鳥獣保護区	〃	124		124			
	〃	善通寺鳥獣保護区	〃	223		223			
	〃	丸井鳥獣保護区	〃	56		56			
令和6年度	森林鳥獣生息地	阿弥陀越鳥獣保護区	〃	155		155	令和6年11月15日から 令和16年11月14日まで		
	〃	鷹の山鳥獣保護区	〃	265		265			
	〃	五色台鳥獣保護区	〃	2,990		2,990			
令和7年度	森林鳥獣生息地	金刀比羅宮社有林 大麻山鳥獣保護区	〃	193		193	令和7年11月15日から 令和17年11月14日まで		
	〃	大窪寺鳥獣保護区	〃	265		265			
	集団渡来地	内場池鳥獣保護区	〃	60		60			
令和8年度	身近な鳥獣生息地	弥勒鳥獣保護区	〃	53		53	令和8年11月15日から 令和18年11月14日まで		
合計		14箇所		6,167		6,167			

2 特別保護地区の指定

(1) 方針

特別保護地区は、第12次鳥獣保護事業計画終了時点で、森林鳥獣生息地の保護区において4箇所、537haを指定しており、高度な土地利用が行われ野生鳥獣の生息地が狭小である本県において、野生鳥獣の生息環境を保全する上で特に重要な役割を果たしている。

しかし、立木竹伐採等の行為の制限を伴うため、その指定に対する関係者の理解が一段と得にくくなっているのが現状である。

こうした状況の中で、本計画においては、計画期間中に存続期間が満了する阿弥陀越特別保護地区など3箇所、392haを再指定し、新たな指定については、必要に応じて検討を行う。

(2) 特別保護地区指定計画

(第3表) (面積: ha)

区 分		特別保護地区指定の目標	既指定特別保護地区(A)		本計画期間に指定する特別保護地区(再指定も含む)						本計画期間に区域拡大する特別保護地区					
					4年度	5	6	7	8	計(B)	4年度	5	6	7	8	計(C)
森林鳥獣生息地	箇所	7	4	箇所			1	2		3						
	面積	642	537	変動面積			155	237		392						
大規模生息地	箇所			箇所												
	面積			変動面積												
集団渡来地	箇所			箇所												
	面積			変動面積												
集団繁殖地	箇所			箇所												
	面積			変動面積												
希少鳥獣生息地	箇所			箇所												
	面積			変動面積												
生息地回廊	箇所			箇所												
	面積			変動面積												
身近な鳥獣生息地	箇所			箇所												
	面積			変動面積												
計	箇所		4	箇所			1	2		3						
	面積		537	変動面積			155	237		392						

(第3表) 続き (面積: ha)

区 分	本計画期間に区域縮小する特別保護地区						本計画期間に解除又は期間満了となる特別保護地区(再指定も含む)						計画期間中の増減 (減:△)*	計画終了時の特別保護 地区**
	4年度	5	6	7	8	計(D)	4年度	5	6	7	8	計(E)		
森林鳥獣 生息地	箇所								1	2		3		4
	面積								155	237		392		537
大規模 生息地	箇所													
	面積													
集団 渡来地	箇所													
	面積													
集団 繁殖地	箇所													
	面積													
希少鳥獣 生息地	箇所													
	面積													
生息地 回廊	箇所													
	面積													
身近な鳥獣 生息地	箇所													
	面積													
計	箇所								1	2		3		4
	面積								155	237		392		537

備考 * 箇所数については B-E
面積については B+C-D-E

** 箇所数については A+B-E
面積については A+B+C-D-E

(第4表)

年 度	指定の対象となる鳥獣保護区				特別保護地区		備 考
	指定区分	鳥獣保護区名称	面積 (ha)	指定期間	指定面積 (ha)	指定期間	
令和6年度	森林鳥獣生息地	阿弥陀越 鳥獣保護区	155	令和6年11月15日から 令和16年11月14日まで	155	令和6年11月15日から 令和16年11月14日まで	再指定
令和7年度	森林鳥獣生息地	金刀比羅宮社有林 大麻山鳥獣保護区	193	令和7年11月15日から 令和17年11月14日まで	193	令和7年11月15日から 令和17年11月14日まで	再指定
		大窪寺鳥獣保護区	265		44		
合計		3箇所	613		392		

3 休猟区の指定

(1) 方針

休猟区は、狩猟鳥獣の数が著しく減少している場合において、狩猟鳥獣の生息数の回復を図る必要がある区域を指定するものであり、地域ごとに狩猟鳥獣の適正な生息数を維持する観点から、その分布に偏りがないう順次指定する。

なお、指定に当たっては、農林水産業関係者や地元住民等の理解が得られるように留意する。

また、休猟区及びその周辺における鳥獣（イノシシ、ニホンジカ）による農林業被害等の状況に応じて、第二種特定鳥獣管理計画に基づき第二種特定鳥獣の狩猟を行うことができる特例休猟区を指定する。

(2) 休猟区指定計画

(第5表)

年 度	休猟区指定所在地	休猟区名称	指定面積(ha)	指定期間	備 考
令和5年度 計	丸亀市	手島休猟区 1箇所	340 (340)	3年	
合計		1箇所	340		

(3) 特例休猟区指定計画

(第6表)

年 度	特例休猟区指定所在地	特例休猟区名称	指定面積(ha)	指定期間	第二種特定鳥獣名	備考
令和5年度 計	丸亀市	手島休猟区 1箇所	340 (340)	3年	イノシシ ニホンジカ	
合計		1箇所	340			

4 鳥獣保護区の整備等

(1) 方針

標識等の維持・管理とともに、鳥獣の生息環境維持の観点から、必要に応じて鳥獣の生息状況把握や違法捕獲の取締りなど、調査、巡視等を行う。

(2) 整備計画

① 管理施設の設置

(第7表)

区 分	現 況	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
標識類の整備	標識の設置	維持・管理	維持・管理	維持・管理	維持・管理	維持・管理

(3) 保全事業を実施する予定の鳥獣保護区

本計画期間中に保全事業を実施する予定の鳥獣保護区はないが、環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化し、指定目的及び鳥獣の生息状況に照らして必要があると認められる場合には、保全事業の実施により生息環境の改善に努める。

第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

1 鳥獣の人工増殖

第13次鳥獣保護管理計画においては人工増殖を行わない。

2 放鳥獣

第13次鳥獣保護事業計画では放鳥を行わない。

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

1 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方

鳥獣保護管理事業は、関係者間の合意形成を図りながら、生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、生息数の水準と生息地の範囲を適正化するという鳥獣の保護及び管理の考え方を基本として実施する。このため、鳥獣を次の区分に分類し、その特性に応じて保護及び管理を進める。

また、鳥獣による農林水産業等への被害が深刻な状況であることから、第二種特定鳥獣管理計画等による個体数の管理、生息環境の管理及び被害防除対策について、適切な目標設定のもと、関係機関がそれぞれの役割を明確化した上で連携し、総合的、効果的な実施を図ることが必要である。

加えて、事業を効果的に進めるためには、地域住民の理解と協力が不可欠であり、主体的な参加も求められることから、自然環境学習の実施や鳥獣による農林水産業等への被害の実態及び安易な餌付けによる影響等の人と鳥獣との適切な関係の構築に関する理解の醸成を図る等、鳥獣の保護及び管理の必要性についての理解を深めるための普及啓発等を推進する。

(1) 希少鳥獣

① 対象種

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という。）第2条第4項に基づき環境省令で定める鳥獣並びに県が作成したレッドデータブックに掲載された鳥獣とする。また、絶滅のおそれのある地域個体群についても必要に応じて希少鳥獣として取り扱う。

② 保護及び管理の考え方

適切な保護及び管理のため、個別の種ごとの調査等により生息状況や生息環境の把握に努め、必要に応じて鳥獣保護区等を指定するなど、種及び地域個体群の存続を図る。

(2) 狩猟鳥獣

① 対象種

法第2条第7項に基づき定められた鳥獣とする。

② 保護及び管理の考え方

適切な保護及び管理のため、狩猟者の捕獲報告や個別の種ごとの調査等により生息状況等の把握に努め、併せて関係行政機関等からの情報収集等を通じて、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害状況の把握に努める。

また、地域的な狩猟鳥獣の保護の観点から、休猟区の指定や捕獲等の制限等によって、狩猟鳥獣の持続的な利用が可能となるよう保護を図る。ただし、特に管理を強化すべき外来鳥獣である狩猟鳥獣については、その持続的な利用の観点での保護の取組みは行わない。

(3) 外来鳥獣

① 対象種

我が国に過去又は現在の自然分布域を有しておらず、人為的に海外から導入された鳥獣とする。なお、我が国に自然分布域を有しているが、過去又は現在の自然分布域を超えて県内に人為的に導入され、農林水産業又は生態系等に係る被害を生じさせている又はそのおそれがある鳥獣についても同様の取扱いとする。

② 管理の考え方

適切な管理のため、個別の種ごとの調査等により生息状況、農林水産業や生活環境への被害及び生態系等への影響について把握に努めるものとする。

また、農林水産業又は生態系等に係る影響を及ぼす外来鳥獣については、積極的な狩猟及び被害の防止の目的での捕獲を推進して、その被害の防止を図る。また、自然分布域を超えて国内の他地域に人為的に野外導入されることがないように、適正飼養等の普及啓発に努める。特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号。以下「外来生物法」という。）に基づく特定外来生物は、同法に基づく計画的な防除を積極的に実施する。

(4) 指定管理鳥獣

① 対象種

全国的に生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣であって、生活環境、農林水産業又は生態系に深刻な被害を及ぼす鳥獣のうち、当該鳥獣の生息状況及びその将来予測、当該鳥獣による被害状況、第二種特定鳥獣管理計画の実施状況等を勘案して、集中的かつ広域的に管理を図る必要がある鳥獣として、法第 2 条第 5 項に基づき環境省令で定める鳥獣とする。

② 管理の考え方

適切な管理のため、地域個体群の存続に配慮しつつ、必要な捕獲等を計画的かつ積極的に推進する。

また、県内における指定管理鳥獣の生息状況、被害状況等を勘案して、必要と認められるときは第二種特定鳥獣管理計画に基づき指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。

さらに、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画を策定した市町が実施する被害防止のための捕獲対策及び捕獲目標頭数等の目標との整合を図る。

(5) 一般鳥獣

① 対象種

希少鳥獣、狩猟鳥獣、外来鳥獣及び指定管理鳥獣以外の鳥獣とする。

② 保護及び管理の考え方

適切な保護及び管理のため、個別の種ごとの調査等により生息状況等の把握に努める。

また、地域個体群の極端な増加又は減少、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の発生状況等を踏まえ、必要に応じ希少鳥獣及び狩猟鳥獣の保護及び管理に準じた対策を講じる。

2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

(1) 許可しない場合の基本的考え方

以下の場合においては、許可をしないものとする。

- ① 捕獲後の処置の計画等、申請内容に照らして明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合
- ② 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせ、又は、鳥獣の生息環境を著しく悪化させるおそれがある等、鳥獣の保護又は生物多様性の保全に重大な支障を及ぼすおそれのある場合
- ③ 第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画に基づく計画的・科学的な鳥獣の管理に重大な支障を及ぼすおそれがあるような場合
- ④ 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地における捕獲等を認めることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合
- ⑤ 特定猟具使用禁止区域内で特定猟具を使用した捕獲等を行う場合であって、特定猟具の使用によらなくても捕獲等の目的が達せられる場合、又は、特定猟具使用禁止区域内における特定猟具の使用に伴う危険の予防若しくは法第9条第3項第4号に規定する指定区域の静穏の保持に著しい支障が生じる場合
- ⑥ 法第36条及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第45条に危険猟法として規定される猟法により捕獲等を行う場合。ただし、法第37条の規定による環境大臣の許可を受けたものについては、この限りでない。

- ⑦ 法第 38 条第 2 項に規定される住居集合地域等における銃猟により捕獲等を行う場合。ただし、法第 38 条の 2 の規定による県知事の許可を受けたものについては、この限りではない。
- ⑧ 個人が自らの慰楽のために愛玩飼養する目的で捕獲する場合

(2) 許可に当たっての条件の考え方

捕獲等又は採取等の許可に当たっての条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮及び適切なわなの数量の限定、見回りの実施方法、猟具の所有等について付すものとする。

特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点から適切な条件を付すものとする。

また、第二種特定鳥獣管理計画に係る鳥獣の管理のために必要がある場合においては、適切な条件を付すものとする。

(3) わなの使用に当たっての許可基準

① わなの構造に関する基準

わなを使用した捕獲許可申請については、以下を満たす基準を設定する。ただし、くくりわなの輪の直径については、捕獲場所、捕獲時期、カモシカ等の生息状況等を勘案して、錯誤捕獲のおそれが少ないと判断される場合には、これによらないことができる。

1) くくりわなを使用した方法の許可申請の場合

ア イノシシ、ニホンジカ以外の鳥獣の捕獲を目的とする許可申請の場合は、原則として、輪の直径が 12 センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。

イ イノシシ及びニホンジカの捕獲を目的とする許可申請の場合は、原則として、輪の直径が 12 センチメートル以内で、締付け防止金具を装着したものであり、ワイヤーの直径が 4 ミリメートル以上で、かつ、よりもどしを装着したものであること。

2) とらばさみを使用した方法での許可申請の場合

鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大径は 12 センチメートルを超えないものであり、衝撃緩衝器具を装着したものであり、安全の確保や鳥獣の保護の観点から、他の方法では目的が達成できない等、やむを得ない事由が認められる場合に限定すること。

② 標識の装着に関する基準

法第9条第12項に基づく標識の装着を行う。ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類等の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合においては、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によることもできる。

(4) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

地域における生息数が少ない等保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱うものとし、継続的な捕獲が必要となる場合は、生息数や生息密度の推定に基づき捕獲数を調整する等、適正な捕獲が行われるよう図るものとする。なお、このような種については、有害鳥獣捕獲と紛らわしい形態を装った不必要な捕獲等が生じることのないよう各方面を指導するものとする。

(5) 鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域における捕獲許可の考え方

捕獲実施区域と水鳥又は希少猛禽類の生息地が重複しており、科学的な見地から、鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可に当たっては、鉛が暴露しない構造・素材の装弾を使用し、又は捕獲個体の搬出の徹底を指導する。

2-1 学術研究を目的とする場合

(1) 学術研究

① 研究の目的及び内容

次の1)から4)までのいずれにも該当するものであること。

1) 主たる目的が理学、農学、医学、薬学等に関する学術研究であること。

ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。

2) 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること。

3) 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること。

また、適正な全体計画の下でのみ行われるものであること。

4) 研究により得られた成果が学会又は学術誌等により、原則として一般に公表されるものであること。

② 許可対象者

理学、農学、医学、薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者

③ 鳥獣の種類・数

研究の目的を達成するために必要な種類及び数（羽、頭又は個）とする。ただし、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣に関する学術研究を目的とする場合には、適切な種類又は数（羽、頭又は個）とする。

④ 期間

1年以内

⑤ 区域

研究の目的を達成するために必要な区域とする。

⑥ 方法

次に掲げる条件に適合するものであること。

- 1) 法第12条第1項又は第2項に基づき禁止されている猟法（以下「禁止猟法」という。）ではないこと。
- 2) 殺傷又は損傷（以下「殺傷等」という。）を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要と認められるものであること。ただし、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣であって、捕獲した個体を放鳥獣すべきではないと認められる場合は、この限りでない。

⑦ 捕獲等又は採取等後の措置

- 1) 殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。
- 2) 個体識別等の目的でタグ又は標識の装着、体の一部の切除、マイクロチップの皮下への埋込み等を行う場合は、当該措置が鳥獣の生態に著しい影響を及ぼさないものであり、かつ研究の目的を達成するために必要であると認められるものであること。
- 3) 電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、目的を達成するために当該措置が必要であると認められるものであること。なお、電波発信機を装着する場合は、必要期間経過後短期間のうちに脱落するものであること。また、装着する標識が脱落しない仕様である場合には、情報の収集・活用を促進する観点から標識の情報を公開するよう努めること。

(2) 標識調査

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

① 許可対象者

国若しくは都道府県の鳥獣行政事務担当職員又は国若しくは都道府県より委託を受けた者（委託を受けた者から依頼された者を含む。）

② 鳥獣の種類・数

標識調査を主たる業務として実施している者においては鳥類各種各 2,000 羽以内、3 年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者においては同各 1,000 羽以内、その他の者においては同各 500 羽以内とする。ただし、特に必要があると認められる種についてはこの限りでない。

③ 期間

1 年以内

④ 区域

規則第 7 条第 1 項第 7 号イからチまでに掲げる区域は除く。

⑤ 方法

網、わな又は手捕

⑥ 捕獲等又は採取等後の措置

足環を装着し放鳥する。なお、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣については、調査のための放鳥のほか、必要に応じて、殺処分等の措置を講じることができる。

2-2 鳥獣の保護を目的とする場合

(1) 第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護の目的

原則として以下の許可基準によるほか、第一種特定鳥獣保護計画の目的が適正に達成されるよう行われるものとする。

① 許可対象者

国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）、第一種特定鳥獣保護計画に基づく事業の受託者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者

② 鳥獣の種類・数

第一種特定鳥獣保護計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数（羽、頭又は個）であること。

③ 期間

第一種特定鳥獣保護計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とすること。なお、複数年にわたる期間を設定する場合には、第一種特定鳥獣保護計画の内容を踏まえ適切に対応すること。

- ④ 区域
第一種特定鳥獣保護計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とすること。
- ⑤ 方法
可能な限り対象鳥獣の殺傷等を防ぐ観点から適切な方法をとること。

(2) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

原則として次の基準によるものとする。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

- ① 許可対象者
国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）、国又は地方公共団体から当該事務を受託した者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者
- ② 鳥獣の種類・数
必要と認められる種類及び数（羽、頭又は個）
- ③ 期間
1年以内
- ④ 区域
申請者の職務上必要な区域
- ⑤ 方法
禁止猟法は認めない。

(3) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

原則として次の基準によるものとする。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

- ① 許可対象者
国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）、国又は地方公共団体から当該事務を受託した者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者

- ② 鳥獣の種類・数
必要と認められる種類及び数（羽、頭又は個）
- ③ 期間
1年以内
- ④ 区域
必要と認められる区域
- ⑤ 方法
禁止猟法は認めない。

2-3 鳥獣の管理を目的とする場合

(1) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整を目的とする場合

① 許可対象者

原則として、銃器を使用する場合は第一種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合には第一種銃猟又は第二種銃猟免許を所持する者）、銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者であること。ただし、銃器の使用以外の方法による法人に対する許可であって、以下の1)から4)の条件を全て満たす場合は、狩猟免許を受けていない者も許可対象者とすることができる。

- 1) 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること
- 2) 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること
- 3) 当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うこと
- 4) 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること

② 鳥獣の種類・数

第二種特定鳥獣管理計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数（羽、頭又は個）とする。

③ 期間

第二種特定鳥獣管理計画の目標の達成を図るために必要かつ適切な期間とする。なお、捕獲等又は採取等の対象以外の鳥獣の保護及び繁殖に支障がある期間はさけるよう考慮する。

④ 区域

第二種特定鳥獣管理計画の目標の達成のために必要かつ適切な区域とする。

⑤ 方法

空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類にはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況については、この限りではない。なお、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造及び素材の銃弾は使用しないよう努めること。

(2) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合

① 有害鳥獣捕獲の基本的考え方

有害鳥獣捕獲は、被害が現に生じているか又はそのおそれがある場合（以下(2)において「予察」という。）に、その防止及び軽減を図るために行うものとし、原則として被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに許可する。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等については、この限りではない。

捕獲の実施に当たっては、関係部局等との連携の下、被害防除施設の整備、未収穫物の撤去等の被害防除対策等が総合的に推進されるよう努めるものとする。

また、農林水産業等の健全な発展と鳥獣の保護及び管理との両立を図るため、総合的、効果的な防除方法、狩猟を含む個体群管理等、鳥獣の適正な管理方法を検討し、所要の対策が講じられるよう努めるものとする。

なお、生活環境に係る被害の防止の目的で住居集合地域等において麻醉銃猟をする場合については、捕獲許可のほか、法第38条の2第1項の規定による知事の許可を得るとともに、麻醉薬の種類及び量により危険猟法に該当する場合においては、法第37条の規定による環境大臣の許可を得る。

② 鳥獣による被害発生予察表の作成

予察捕獲に係る方針等

予察による被害防止の目的での捕獲（以下「予察捕獲」という。）対象となる鳥獣は、過去5年間程度の期間に、常時強い害性が認められた種とする。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等についてはこの限りではない。

予察捕獲を実施するに当たっては、地域の実情に応じて、被害が予察される鳥獣の種類別、四半期別及び地域別による予察表を作成する。予察表においては、人身被害、事故及び農林水産物の被害・作付け、鳥獣の出没の状況等を勘案し、被害の発生地域及び時期等を予察する。予察表は、科

学的な知見に基づき、計画的に毎年点検し、その結果に基づき必要に応じて予察捕獲の実施を調整する等、予察捕獲の科学的、計画的な実施に努める。

なお、本県においては、3-2 のとおり許可権限の一部を市町長に委譲しているため、予察捕獲として捕獲を許可する場合には、当該市町において予察表を作成する。

鳥獣による被害発生の実態例

(第8表)

加害鳥獣名	被害農林水産物等	被害発生時期 (月)												被害発生地域				
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3					
イノシシ	稲、麦類、豆類、果樹、野菜、いも類等、人的被害	←														→	全市町	
ニホンジカ	稲、麦類、豆類、果樹、野菜、いも類、ヒノキ、スギ等	←															→	高松市、土庄町、小豆島町、さぬき市
ニホンザル	稲、麦類、豆類、果樹、野菜、いも類等、人的被害	←															→	高松市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、まんのう町 (人的被害は全市町)
トビ等	航空機航行障害	←															→	高松空港 (航空機航行障害)

③ 鳥獣の適正管理の実施

1) 方針

鳥獣の適正管理を円滑かつ積極的に推進するため、「香川県鳥獣被害対策本部」を設置し、関係部局との施策の総合調整を図るとともに、「香川県鳥獣被害防止対策協議会」において、市町等の関係機関との連携の強化を図る。

また、被害発生度の高い鳥獣（イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル等）の適正管理を実施するため、その生息状況や被害状況等を調査し、学識経験者、関係団体等で構成された「香川県特定鳥獣管理計画検討委員会」において意見を聴取、検討する等、第二種特定鳥獣管理計画に基づき、適正な個体群管理や有効な被害対策の実施に努める。

2) 防除方法の検討、個体群管理の実施等の計画

被害の防除については、捕獲や侵入防止対策、集落に寄せ付けない環境づくりを中心に実施しているが、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等の被害発生度の高い鳥獣については、有効な被害対策の検討に努めるとともに、狩猟及び有害鳥獣捕獲により適正な個体群管理を引き続き実施する。

また、イノシシ及びニホンジカについては、積極的な個体群管理が必要であることから、市町の有害鳥獣捕獲では実施が困難な市街地周辺や島しょ部等で「指定管理鳥獣捕獲等事業」を実施する。なお、当事業の実施に当たっては、認定鳥獣捕獲等事業者を活用するとともに、その育成に努める。

3) 市街地等に出没する鳥獣への対応

近年、イノシシ、ニホンザルなどの鳥獣が市街地を含む人里に出没する機会が増え、人との軋轢が深刻化している。鳥獣の出没を抑制して被害を軽減するとともに、地域個体群を安定的に維持していくためには、鳥獣の生息状況や生息環境、人間活動等を考慮し、人と鳥獣のすみ分けを図ることを目的に地域を区分し、それぞれの区域ごとに設定した管理目標のもとで施策等を実施していくゾーニング管理に取り組むことが重要である。

市街地等への出没を減少させるためには、市街地等に接する里地里山等の環境管理、市街地等への出没リスクに応じた住民への適切な情報提供が必要である。また、イノシシなどの鳥獣が市街地等に出没した際には、多くの関係者が連携して速やかに対応する必要があり、そのためには、関係者間の連絡体制をあらかじめ構築しておくとともに、各関係者の役割分担を明確化し、対応方針を定めておく。

さらに、市街地周辺での追い払いや捕獲等には専門的な技術が要求される場合もあることから、これらの技術を持った団体・事業者等との連携の強化を進めることも重要である。また、鳥獣の市街地出没や出没を抑制するための人と鳥獣のすみ分けに向けた緩衝帯整備などの環境管理等を行うことができる人材の育成・確保に向けた取組みと市民への普及啓発も併せて検討する。

(第9表)

対象鳥獣名	年 度	防除方法の検討、個体群管理の実施等	備 考
イノシシ	令和4年度から 令和8年度まで	捕獲状況・被害状況調査等を実施し、第二種特定鳥獣管理計画に基づき、効果的な捕獲及び必要な防除対策を行う。	イノシシ第二種特定鳥獣管理計画
ニホンジカ	令和4年度から 令和8年度まで	生息状況調査・被害状況調査等を実施し、第二種特定鳥獣管理計画に基づき、効果的な捕獲及び必要な防除対策を行う。	ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画
ニホンザル	令和4年度から 令和8年度まで	生息状況調査・被害状況調査等を実施し、第二種特定鳥獣管理計画に基づき、効果的な捕獲及び必要な防除対策を行う。	ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画
その他の有害鳥獣	随時	生息状況調査・被害状況調査等を実施し、その結果に基づき被害対策を検討するとともに、必要に応じ市町等への助言、指導を行う。	

④ 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定

1) 方針

有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定に当たっての基本的考え方及び方針は、上記①に加え次のとおりとする。

- ア 原則として、被害防除対策によっても被害が防止できないと認められるときに許可する。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等についてはこの限りではない。
- イ 全国的な観点からは、被害等が生じることはまれであるか、又は従来の許可実績が希少である一般鳥獣についての有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲許可に当たっては、被害や生息の実態を十分に調査して、捕獲の上限を定めるとともに、捕獲以外の方法による被害防止方法を指導した上で許可する。
- ウ 指定管理鳥獣及び外来鳥獣は、地域的に被害が僅少であっても、積極的な捕獲許可をする。
- エ 予察捕獲は、対象となる鳥獣は、過去5年間程度の期間に、常時強い害性が認められた種とする。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣についてはこの限りではない。
- オ 狩猟期間中及びその前後における有害鳥獣捕獲許可については、被害防止目的の重要性に鑑み、適切な期間で許可する。あわせて、捕獲行為自体が行われていないと誤認した結果、事故が生じるおそれがないよう、許可を受けた者に対しては捕獲区域の周辺住民等関係者への事前周知を徹底させる等、適切に対応する。

カ 有害鳥獣捕獲についての許可に当たっては、本計画に定めるほか、「香川県有害鳥獣捕獲許可事務処理要領」の定めるところによる。

2) 許可基準の設定方針

ア 許可対象者

原則として、被害を受けた者又は被害を受けた者から依頼された者とし、銃器を使用する場合は第一種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合においては第一種銃猟又は第二種銃猟免許を所持する者）、銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者とする。

ただし、銃器以外の方法による捕獲許可申請であって、次の(ア)から(エ)のいずれかの場合に該当する時は、それぞれ、狩猟免許を受けていない者も許可対象者とすることができる。

- (ア) 小型のはこわな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより、アライグマ、ハクビシン、ヌートリア等の中小型の獣類及びカラス、ドバト等の小型の鳥類を捕獲する場合であって、次に掲げる場合
 - a 住宅等の建物内における被害を防止する目的で当該建物内において捕獲する場合
 - b 農林業被害防止の目的で農林業者が自らの事業地内（使用するわなで捕獲される可能性がある希少鳥獣が生息する地域を除く）において捕獲する場合であって、1日1回以上の見回りを実施するなど錯誤捕獲等により鳥獣の保護に重大な支障を生じないと認められる場合
- (イ) 被害を防止する目的で、巣の撤去等に伴ってハシブトガラス、ハシボソガラス、ドバト等の雛を捕獲等する場合又は卵の採取等をする場合
- (ロ) 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において、囲いわなを用いてイノシシ、ニホンジカその他の鳥獣を捕獲する場合
- (ハ) 法人に対する許可であって、以下の a から d の条件を全て満たす場合
 - a 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること。
 - b 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていること。
 - c 当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うこと。
 - d 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること。

イ 鳥獣の種類・数

- (ア) 現に被害等を生じさせ、又はそのおそれのある種とする。鳥類の卵の採取等の許可は、原則として、現に被害を発生させている個体を捕獲等することが困難であり、又は卵のある巣を除去する必要がある等、卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合に限る。
- (イ) 捕獲等又は採取等の数は、被害を防止するために必要な数（羽、頭又は個）であること。第一種特定鳥獣保護計画の区域内において、当該特定鳥獣による被害を防止する場合等については、当該計画における目標との整合性に配慮する。

ウ 期間

- (ア) 原則として被害が生じている時期又は被害を予防できる時期のうち、安全かつ効果的に捕獲が実施できる時期とする。

ただし、飛行場の区域内において航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる場合は、この限りではない。

(イ) 捕獲対象以外の鳥獣の保護に支障がある期間は避けるよう考慮する。

エ 区域

(ア) 被害等の発生状況及びその対象となる鳥獣の行動圏域を踏まえて、必要かつ適切な区域とするものとする。

(イ) 鳥獣保護区又は休猟区が含まれる場合は、他の鳥獣の保護に支障が生じないよう配慮する。特に、集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥獣生息地の保護区等、鳥獣の保護を図ることが必要な地域においては、捕獲許可について慎重な取扱いをする。

オ 方法

空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合については、この限りではない。

また、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造・素材の装弾は使用しないよう努める。

3) 許可基準

被害防止目的での捕獲についての許可基準は、原則として次表のとおりとする。

被害の防止の目的での捕獲の許可基準

(第 10 表)

許可権者	鳥 獣 種	許 可 基 準				捕獲(採取)数 (羽、頭又は個)	備 考
		方 法	区 域	時 期	日 数		
市町長	知事又は環境大臣許可権限でない鳥獣	<p>従来の捕獲実績から見て最も効果のあるものとする。</p> <p>ただし、法令で禁止されている猟法は、原則として使用しない。</p> <p>また、空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、鳥類及び中・小型獣類に限りその使用を認める。</p> <p>ただし、取り逃がす危険性の少ない状況においては、大型獣類にもその使用を認めることができる。</p>	<p>被害等の発生状況及びその対象となる鳥獣の行動圏を踏まえて、必要かつ適切な区域とする。</p>	<p>原則として被害が生じている時期又は被害を予防できる時期のうち、安全かつ効果的に捕獲が実施できる時期とする。</p> <p>ただし、捕獲等の対象が指定管理鳥獣又は外来鳥獣である場合、被害の発生が予察される場合はこの限りではない。</p>	<p>原則として、被害が生じている時期のうち、安全かつ効果的に捕獲が実施できる時期における必要かつ適切な期間とし、次のとおり、標準日数を設定する。</p> <p>ただし、捕獲等の対象が指定管理鳥獣又は外来鳥獣である場合、被害の発生が予察される場合はこの限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銃器を使用する場合 60 日 ・銃器以外を使用する場合 90 日 	<p>被害を防止する目的を達成するために必要な数とする。</p> <p>ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣に係る被害防止を目的とする場合は、この限りではない。</p>	

知事	香川県レッドデータブック掲載種であって、特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣(希少鳥獣)でない鳥獣及び鳥類の卵	同上	同上	原則として被害が生じている時期又は被害を予防できる時期のうち、安全かつ効果的に捕獲が実施できる時期とする。	原則として、被害が生じている時期のうち、安全かつ効果的に捕獲が実施できる時期における必要かつ適切な期間とし、次のとおり、標準日数を設定する。 ・銃器を使用する場合 60日 ・銃器以外を使用する場合 90日	被害を防止する目的を達成するために必要な数とする。	
	飛行場の区域内における航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる鳥獣(希少鳥獣でないもの)及び鳥類の卵	実情に応じて定める。				同上	
市町長	希少鳥獣でない鳥類の卵	一般的採取の方法	実情に応じて定める。	実情に応じて定める。	実情に応じて定める。	被害を防止する目的を達成するために必要な数とする。	

⑤ 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等

1) 方針

有害鳥獣捕獲の実施の適正化及び迅速化を図るため、関係市町、農林水産業者等関係者に対し被害防止目的での捕獲制度の周知徹底を図る。特に、関係市町に対しては、鳥獣被害防止特措法に基づく市町の被害防止計画との整合を図り、適切かつ効果的な実施を図るため、実施体制を整備するよう指導する。

また、被害が激甚な地域については、その市町ごとに、あらかじめ捕獲隊（被害防止目的での捕獲を目的として編成された隊をいう。以下同じ。）を編成するよう指導するとともに、地域の実情に応じて鳥獣被害対策実施隊（鳥獣被害防止特措法第9条第1項に規定する鳥獣対策実施隊をいう。以下同じ。）と連携を図るよう指導する。

なお、当該市町内では捕獲隊の編成が困難な場合においては、市町の境界を越えた広域の捕獲隊を編成し、その実施者の養成・確保に努めるよう関係市町及び一般社団法人香川県猟友会に助言する。

2) 捕獲隊編成指導の対象鳥獣名及び対象地域

(第11表)

対象鳥獣名	対 象 地 域	備 考
イノシシ	イノシシによる被害の激甚な市町	
ニホンジカ	高松市、丸亀市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、綾川町、まんのう町	

3) 指導事項の概要

ア 捕獲隊については、隊長を定め、隊長は常に隊員及び関係者と緊密な連絡をとり、安全な捕獲の実施に万全を期すよう指導する。

イ 捕獲技術の優れた者、捕獲のための出動がしやすい者等を隊員として捕獲隊を編成するよう指導する。

ウ 捕獲の実施に当たっては、事前に関係地域住民に危険防止の周知徹底を図るよう指導する。

エ 捕獲効果を高めるために複数の捕獲隊で一斉に捕獲を行う場合は、それぞれの隊長に対し、捕獲を実施する時間、場所等についてお互いに十分連絡を取り合い、事故防止の徹底を図るよう指導する。

2-4 その他特別の事由の場合

それぞれの事由ごとの許可の範囲については、原則として次の基準によるものとする。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(1) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的

- ① 許可対象者
博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者
- ② 鳥獣の種類・数
展示の目的を達成するために必要な種類及び数（羽、頭又は個）とする。
- ③ 期間
6か月以内
- ④ 区域
規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。
- ⑤ 方法
禁止猟法は認めない。

(2) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的

- ① 許可対象者
鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者
- ② 鳥獣の種類・数
人工養殖が可能と認められる種類であること。過度の近親交配の防止に必要な数（羽、頭又は個）とすること。放鳥を目的とする養殖の場合は放鳥予定地の個体とする。
- ③ 期間
6か月以内
- ④ 区域
住所地と同一の区域(規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。) ただし、特に必要があると認められる場合はこの限りでない。
- ⑤ 方法

網、わな又は手捕

(3) 鵜飼漁業への利用の目的

- ① 許可対象者
鵜飼漁業者又はこれらの者から依頼を受けた者
- ② 鳥獣の種類・数
ウミウ又はカワウ。鵜飼漁業への利用の目的を達成するために必要な数（羽又は個）
- ③ 期間
6か月以内
- ④ 区域
規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。
- ⑤ 方法
手捕

(4) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的

- ① 許可対象者
祭礼行事、伝統的な生活様式の継承に係る行為（いずれも、現在まで継続的に実施されてきたものに限る。）の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者（登録狩猟や他の目的での捕獲又は採取により、当該行事等の趣旨が達成できる場合を除く。）
- ② 鳥獣の種類・数
伝統的な祭礼行事等に用いる目的を達成するために必要な数（羽、頭又は個。）
捕獲し、行事等に用いた後は放鳥獣とする。（致死させることによらなければ行事等の趣旨を達成できない場合を除く。）
- ③ 期間
30日以内
- ④ 区域
規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。
- ⑤ 方法
禁止猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。

(5) 前各号に掲げるもののほか公益上の必要があると認められる目的

捕獲等又は採取等の目的に応じて個々の事例ごとに判断する。

なお、環境教育の目的、環境影響評価のための調査目的、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的とした捕獲等又は採取等は、学術研究の捕獲許可基準に準じて取り扱う。特に、環境影響評価のための調査を目的とする捕獲等については、当該調査結果の使途も考慮した上で判断する。

3-1 捕獲許可した者への指導

(1) 捕獲物又は採取物の処理等

捕獲物については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰って適切に処理することとし、やむを得ない場合は生態系に影響のないような適切な方法で埋設することにより適切に処理し、山野に放置することのないよう指導する。豚熱（CSF）等、野生鳥獣に関する感染症の拡大が懸念される場合は、捕獲作業を実施する際に十分な防疫措置をとって捕獲及び捕獲物の処理を行うよう指導を徹底する。被害防止目的で捕獲された外来鳥獣については、その捕獲目的と生態系への影響に鑑み、捕獲後に放鳥獣しないよう指導する。

また、捕獲物等は、違法なものと誤認されないようにする。

捕獲個体を致死させる場合は、「動物の殺処分方法に関する指針」（平成7年総理府告示第40号）に準じ、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導する。

錯誤捕獲した個体は原則として所有及び活用はできないこと、放鳥獣を行うこと、狩猟鳥獣以外においては捕獲した個体を生きたまま譲渡する場合には飼養登録等の手続が必要となる場合があること、また、捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合は法第9条第1項違反となる場合があることについてあらかじめ申請者に対して十分周知する。また、錯誤捕獲を防止するため、頻繁にわなを見回ること、わなを設置した付近でカモシカ等の生息が確認された場合にはわなを移動する等のわなの適正な使用の徹底を図るとともに、錯誤捕獲した場合の対応について指導する。事業実施者は、カモシカ等の生息地において、わなによる捕獲を行う場合には、錯誤捕獲した場合の放獣体制及び放獣場所を事前に整備・決定しておくなど、安全な放獣に努める。

錯誤捕獲された外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を発生させている鳥獣の放鳥獣は適切ではないことから、これらの鳥獣が捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲申請を行うよう指導し、適切に対応する。

(2) 従事者の指揮監督

法人に対しては、指揮監督の適正を期するため、それぞれの従事者が行う捕獲行為の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳を整備するよう十分に指導する。

(3) 危険の予防

捕獲等又は採取等の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に関係地域住民等へ周知するように指導する。

3-2 許可権限の市町長への委譲

知事権限に属する種のうち、香川県レッドデータブック掲載種以外の鳥獣（飛行場の区域内における航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる鳥獣を除く。）による被害の防止を目的とする捕獲等の許可に係る事務については平成 18 年度から、当該鳥獣のうち被害の防止を目的とする鳥類の卵の採取等の許可に係る事務については平成 27 年度から市町長に委譲しており、引き続き、関係法令及び本計画に従った適切な業務の施行が行われるよう助言する。

なお、捕獲等又は採取等を行う区域が複数の市町に及び、複数の申請が必要になる場合には、市町間の連携を図る等により制度の合理的な運用を図り、申請者に手続上過度の負担を課すことにならないよう配慮する。

3-3 鳥類の飼養登録

(1) 方針

野生の鳥類は本来自然のままに保護すべきであるという理念に基づき普及啓発に努めるものとし、鳥類の違法な飼養を防止するため、次の点に留意しつつ、飼養登録事務を行う市町に対して指導・助言を行うとともに、鳥獣保護管理員による巡回等を強化する。

(2) 飼養の適正化に当たっての留意点

- ① 鳥獣飼養登録台帳及び装着登録票管理簿を整備し、登録票の更新は、飼養個体と装着登録票（足環）を照合、確認した上で行うこと。
- ② 平成元年度の装着許可証（現在の装着登録票、足環）導入以前から更新されている等の長期飼養個体については、羽毛の光沢や虹彩色、行動の敏しょう性等により高齢個体の特徴を視認すること等により、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認した上で更新を行うこと。
- ③ 装着登録票（足環）の毀損等による再交付は原則として行わず、毀損時の写真や足の状況等により確実に同一個体と認められる場合のみ行う。
- ④ 愛玩飼養を目的とした捕獲許可により捕獲された個体を譲り受けた者から届出があった場合、譲渡の経緯等を確認することにより一人が複数の個体を飼養する等、不正な飼養が行われないようにすること。

また、違法に捕獲された鳥獣については、飼養についても禁止されているので適正な管理に努める。

3-4 販売禁止鳥獣等

(1) 許可の考え方

販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、以下の①及び②のいずれにも該当する場合に許可する。

- ① 販売の目的が法第 24 条第 1 項又は規則第 23 条に規定する目的に適合すること。
- ② 捕獲したヤマドリの食用品としての販売等、販売されることによって違法捕獲又は捕獲物の不適切な処理が増加し、個体数の急速な減少を招く等、その保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるものでないこと。

(2) 許可の条件

販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場合はその場所（同一地域個体群）等とする。

第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

1 特定猟具使用禁止区域の指定

(1) 方針

① 銃猟に伴う危険を予防するための区域の指定方針

本県における銃猟に伴う危険を予防するための区域（旧名称：銃猟禁止区域）は、第12次鳥獣保護事業計画終了時点で58箇所、28,089ha（うち高松屋島特定猟具使用禁止区域（銃）（308ha）は永年指定）を指定しており、これらは銃猟による事故防止に十分な役割を果たしていると考えられる。

本計画においては、計画期間中に指定期間満了となる区域を再指定することとし、加えて、新たに必要性があると認められる区域について新規指定を行う。

② わな猟に伴う危険を予防するための区域の指定方針

わな猟に伴う危険を予防するための区域については、現在のところ指定予定はないが、近年のわな猟免許取得者の増加に伴い、事故が発生するおそれが高まると考えられるため、わな猟による人身や財産に対する事故発生のおそれが高い区域において、必要に応じて指定を行う。

(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画

(第12表)

		既指定特定 猟具使用禁 止区域 (A)		本計画期間に指定する特定猟具使用禁止区域						本計画期間に区域拡大する特定猟具使用禁止区域					
				4年度	5	6	7	8	計(B)	4年度	5	6	7	8	計(C)
銃猟に伴う危険を予 防するための区域	箇所	58	箇所	10	12	8	16	11	57						
	面積 (ha)	28,089	変動 面積 (ha)	3,736	6,785	1,003	3,833	12,424	27,781						
わな猟に伴う危険を 予防するための区域	箇所		箇所												
	面積 (ha)		変動 面積 (ha)												

(第12表) 続き

		本計画期間に区域減少する特定猟具使用禁止区域						本計画期間に廃止又は期間満了により消滅する特定猟具使用禁止区域						計画期間中の増減 (減:△)*	計画終了時の 特定猟具使用 禁止区域 **
		4年度	5	6	7	8	計(D)	4年度	5	6	7	8	計(E)		
銃猟に伴う危険を 予防するための区域	箇所							10	12	8	16	11	57		58
	面積 (ha)							3,736	6,785	1,003	3,833	12,424	27,781		28,089
わな猟に伴う危険を 予防するための区域	箇所														
	面積 (ha)														

備考 * 箇所数については B-E
面積については B+C-D-E

** 箇所数については A+B-E
面積については A+B+C-D-E

(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳

(第13表)

年 度	銃猟に伴う危険を予防するための区域					わな猟に伴う危険を予防するための区域				
	特定猟具使用禁止区域指定所在地	特定猟具使用禁止区域名称 (特定猟具名)	指定面積 (ha)	指定期間 (年)	備 考	特定猟具使用禁止区域指定所在地	特定猟具使用禁止区域名称 (特定猟具名)	指定面積 (ha)	指定期間 (年)	備 考
4 年度	さぬき市	小田 (銃)	550	5	再指定					
	さぬき市	雨滝山 (銃)	229	〃	〃					
	高松市	六ツ目山 (銃)	35	〃	〃					
	多度津町	多度津 (銃)	1,405	〃	〃					
	三豊市、琴平町、まんのう町	大麻山 (銃)	720	〃	〃					
	綾川町、まんのう町	中通 (銃)	490	〃	〃					
	三豊市	朝日山 (銃)	150	〃	〃					
	綾川町	山田下 (銃)	55	〃	〃					
	東かがわ市	辻田 (銃)	96	〃	〃					
	丸亀市	天神・国吉 (銃)	6	〃	〃					
計		10 箇所	3,736							
5 年度	土庄町、小豆島町	大部 (銃)	118	5	再指定					
	高松市、綾川町	香南台地 (銃)	1,140	〃	〃					
	土庄町	皇踏山 (銃)	51	〃	〃					
	さぬき市	尽誠 (銃)	22	〃	〃					
	観音寺市	仁池 (銃)	91	〃	〃					
	丸亀市、坂出市、善通寺市、宇多津町、まんのう町	丸亀・坂出 (銃)	5,064	〃	〃					
	高松市	丸山 (銃)	26	〃	〃					
	高松市	御殿山 (銃)	41	〃	〃					
	高松市	鞍谷 (銃)	85	〃	〃					
	高松市	大平パイロット地区 (銃)	113	〃	〃					
	善通寺市	栗野池 (銃)	8	〃	〃					
	善通寺市、琴平町	金倉川 (銃)	26	〃	〃					
計		12 箇所	6,785							

(第13表) 続き

年 度	銃猟に伴う危険を予防するための区域					わな猟に伴う危険を予防するための区域				
	特定猟具使用禁止 区域指定所在地	特定猟具使用禁止区域 名称 (特定猟具名)	指定面積 (ha)	指定期間 (年)	備 考	特定猟具使用禁止 区域指定所在地	特定猟具使用禁止区域 名称 (特定猟具名)	指定面積 (ha)	指定期間 (年)	備 考
6 年度	高松市	細井 (銃)	38	5	再指定					
	さぬき市	大串自然公園 (銃)	90	〃	〃					
	善通寺市	四国農業試験場 (銃)	165	〃	〃					
	東かがわ市	とらまる (銃)	105	〃	〃					
	観音寺市、三豊市	財田川 (銃)	195	〃	〃					
	高松市	橘池 (銃)	87	〃	〃					
	高松市	下福家 (銃)	50	〃	〃					
	綾川町	長柄 (銃)	273	〃	〃					
計		8 箇所	1,003							
7 年度	小豆島町	沖ノ鼻 (銃)	110	5	再指定					
	高松市	浅野 (銃)	325	〃	〃					
	高松市	小田池 (銃)	76	〃	〃					
	坂出市、綾川町	府中 (銃)	811	〃	〃					
	三豊市	国市池 (銃)	220	〃	〃					
	まんのう町	満濃池 (銃)	350	〃	〃					
	観音寺市	大野原カントリーパーク (銃)	160	〃	〃					
	観音寺市	池之尻 (銃)	167	〃	〃					
	土庄町	高見山 (銃)	135	〃	〃					
	三豊市	詫間港 (銃)	463	〃	〃					
	善通寺市	宮池 (銃)	6	〃	〃					
	善通寺市	村上池 (銃)	36	〃	〃					
	まんのう町	土器川・内田 (銃)	573	〃	〃					
	高松市	八栗山 (銃)	130	〃	〃					
	高松市	十三塚・隠谷 (銃)	53	〃	〃					
三豊市	香川用水調整池 (銃)	218	〃	〃						
計		16 箇所	3,833							

(第13表) 続き

年 度	銃猟に伴う危険を予防するための区域					わな猟に伴う危険を予防するための区域				
	特定猟具使用禁止 区域指定所在地	特定猟具使用禁止区域 名称 (特定猟具名)	指定面積 (ha)	指定期間 (年)	備 考	特定猟具使用禁止 区域指定所在地	特定猟具使用禁止区域 名称 (特定猟具名)	指定面積 (ha)	指定期間 (年)	備 考
8 年度	小豆島町	小豆島ゴルフ場 (銃)	93	5	再指定					
	さぬき市	天王 (銃)	293	〃	〃					
	綾川町	鞍掛 (銃)	691	〃	〃					
	まんのう町	満濃ゴルフ場 (銃)	211	〃	〃					
	三木町	白山 (銃)	98	〃	〃					
	高松市、三木町	高松 (銃)	10,727	〃	〃					
	高松市	平池 (銃)	30	〃	〃					
	高松市	如意輪寺 (銃)	127	〃	〃					
	観音寺市	塩井池・双子池 (銃)	76	〃	〃					
	坂出市	木沢 (銃)	26	〃	〃					
	丸亀市	楠見池 (銃)	52	〃	〃					
計		11 箇所	12,424							

2 特定猟具使用制限区域の指定

特定猟具使用制限区域は、特定猟具の使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、特定猟具の使用を制限することが必要な区域について指定することができるが、本県における狩猟者数は横這いであり、これまでの状況から判断して特に必要はないと認められることから、本計画においては指定予定はない。

ただし、一定の区域において狩猟者の集中的入猟が予想され、人身や財産に対する危険防止の観点から必要性が認められる場合は、当該区域の指定に努める。

3 猟区設定のための指導

本県においては、現在、猟区は設定していないが、今後設定する場合には、狩猟鳥獣の生息数を確保しつつ安全な狩猟の実施を図る観点から、次の点を十分考慮する。

- ① 狩猟免許を受けている者又は狩猟者団体からの協力を得ている等、管理経営に必要な技術と能力を有する場合に設定を認める。

- ② 会員制等特定の者のみが利用するような形態をとらず、狩猟者登録を受けた多数の狩猟者が公平かつ平等に利用できるよう担保されるものであること。
- ③ 隣接地で保護されている鳥獣資源に過度に依存することを予定とした地域設定は行わず、猟区内での鳥獣の保護繁殖が適正に図られていること。
- ④ 第二種特定鳥獣管理計画に係る第二種特定鳥獣の管理に支障が生じないものであること。

4 指定猟法禁止区域

(1) 方針

指定猟法禁止区域は、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要な区域について指定する。

本県においては、平成 12 年度に法第 12 条第 2 項に基づく新池鉛散弾規制地域（高松市香川町、42ha）を指定し、平成 16 年度に同区域を指定猟法禁止区域（鉛製散弾の使用禁止）に移行した。

本計画期間中においても、特に鉛製銃弾の使用については、鳥獣の鉛中毒が生じ、又は水鳥若しくは希少猛禽類の生息地において、鳥獣の管理を目的とする銃器による捕獲が集中的、継続的又は高頻度で実施され、鳥獣への鉛中毒が懸念される地域について、鳥獣の鉛汚染の状況等の現状を把握し、分析・評価した上で、必要に応じて関係機関及び土地所有者・占有者との調整を行いつつ、指定猟法禁止区域の指定を進める。

また、鉛製銃弾以外であってわなを用いた捕獲等、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要が生じたときには、科学的かつ客観的な情報の収集・分析を行い、関係機関及び土地所有者又は占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進める。

(2) 許可の考え方

指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等については、指定猟法による捕獲等によって地域的に鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすおそれがある等、鳥獣の保護に支障がある場合、又は、指定猟法による捕獲等によって当該地域の動植物相に著しい影響を及ぼす等、生態系の保護に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合以外に許可する。

(3) 条件の考え方

指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等の許可に当たっての条件は、許可期間の限定、区域の限定、鳥獣の種類及び数の限定のほか、捕獲物の処理の方法等について付す。

第六 第一種特定鳥獣保護計画の作成に関する事項

1 第一種特定鳥獣保護計画の作成に関する方針

生息数の著しい減少又は生息地の範囲の縮小、生息環境の悪化や分断等により地域個体群としての絶滅のおそれが生じている鳥獣であって、生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持及び保護を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させる、又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持する必要があると認められる鳥獣の個体群について、科学的知見を踏まえながら専門家や地域の幅広い関係者の合意を図りつつ明確な保護の目標を設定し、これに基づき、個体数管理及び生息環境管理の保護事業を総合的に講じることにより、科学的・計画的な保護を広域的・継続的に推進し、地域個体群の長期にわたる安定的な保護を図ることにより、人と鳥獣との適切な関係の構築に資することを目的として作成する。

なお、現在、本計画における第一種特定鳥獣保護管理計画の作成予定はないが、本計画期間内において、作成の必要が生じた場合は、随時作成する。

2 実施計画の作成に関する方針

本計画期間内において、作成の必要が生じた場合は、随時作成する。

第七 第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項

1 第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する方針

生息数の著しい増加又は生息地の範囲の拡大により、顕著な農林水産業被害等の人とのあつれきが深刻化している鳥獣、自然生態系のかく乱を引き起こしている鳥獣等であって、生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図るとともに、長期的な観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させる必要があると認められる鳥獣の個体群について、科学的知見を踏まえながら専門家や地域の幅広い関係者間の合意形成を図りつつ明確な管理の目標を設定し、これに基づき、個体数管理、生息環境管理及び被害防除対策の管理事業を総合的に講じることにより、科学的・計画的な管理を広域的・継続的に推進し、人と鳥獣との適切な関係の構築に資することを目的として作成する。

計画の実施に当たっては、捕獲と被害対策を積極的に推進し、それらの結果等を的確に把握するとともに、各施策の点検・評価を行い、その結果を反映（フィードバック）させながら、進行管理に努める。

なお、本計画期間内において、下記以外の鳥獣の地域個体群について、作成の必要が生じた場合は、随時作成する。

また、計画の対象とする地域個体群が、県の行政界を越えて分布する場合は、計画の作成及び実施に当たり整合のとれた目標を設定し、連携して管理を進めることができるように関係県間で協議・調整を行う。

(第14表)

計画作成年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種	計画の期間	対象区域	備考
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業被害の防止及び生活環境被害の防止 ・ 人身被害の未然防止 ・ 生息頭数を適正な水準に減少させ、分布域を適正な範囲に縮小させる。 	イノシシ	令和4年4月1日 から 令和9年3月31日	県下全域	
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農林業被害の防止及び森林植生への被害の防止 ・ 小豆島においては地域個体群の保全と管理目標頭数への早期の誘導 ・ 本土部においては分布域の拡大の防止 	ニホンジカ	令和4年4月1日 から 令和9年3月31日	県下全域	
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業被害及び生活環境被害の防止 ・ 自然度の高い森林地域において、集落依存度の低い地域個体群を将来に渡って健全に維持する。 	ニホンザル	令和4年4月1日 から 令和9年3月31日	県下全域	

2 実施計画の作成に関する方針

計画の目標を効果的・効率的に達成するため、計画に沿って事業を実行する取組みを、年度ごとの実施計画（以下「実施計画」という。）としてとりまとめ、公表するよう努める。

第八 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

1 基本方針

県内に生息する鳥獣の種類、分布状況、生息数の推移等を把握するため、各種調査を必要に応じ実施する。

なお、調査の実施に当たっては、必要に応じて市町や一般社団法人香川県猟友会、日本野鳥の会香川県支部等に協力を依頼する。

また、被害対策調査の結果を活用する等、関係機関との連携を図りつつ、既存の情報の収集を図る。

2 鳥獣の生態に関する基礎的な調査

(1) 方針

第 12 次鳥獣保護事業計画までの調査により得られた情報に加え、現地調査やアンケート調査を実施し、県内に生息する鳥獣の種類、分布状況の推移等を把握する。

(2) 鳥獣生息分布調査

調査の必要な鳥獣について、現地調査やアンケート調査、捕獲報告や既存資料の活用等により生息分布調査を実施する。

(3) ガン・カモ類の生息調査

県下のガン・カモ類の渡来地において、その越冬状況を明らかにするため、種別の生息数調査を実施する。

(第 15 表)

対象地域名	調査年度	調査方法・内容	備 考
県下全域	毎年度	日本野鳥の会香川県支部に委託し、県下全域のガンカモ類渡来地において、目視により種別個体数をカウントする。	ガンカモ類の生息調査 (調査時期：1月中旬)

(4) 狩猟鳥獣生息調査

既存資料及び捕獲報告等の活用により、主要な狩猟鳥獣の生息状況を把握する。

なお、キジ及びヤマドリについては、初猟日における出会い数についての鳥獣保護管理員による狩猟者への聞き取り調査を実施する。

(第16表)

対象鳥獣	調査年度	調査内容、調査方法	備考
狩猟鳥獣	毎年度	捕獲報告（狩猟者登録証及び捕獲許可証）の捕獲場所情報を基に狩猟鳥獣の生息状況を把握する。	
キジ、ヤマドリ	毎年度	初猟日における出会い数について、鳥獣保護管理員による狩猟者への聞き取り調査を実施する。	

(5) 第二種特定鳥獣及び指定管理鳥獣の生息状況調査

(第17表)

対象鳥獣	調査年度	調査内容、調査方法	備考
ニホンザル	毎年度	管理捕獲を実施する群れについて電波発信機等を装着し、群れの状態をモニタリングする。	
イノシシ、ニホンジカ	毎年度	出猟カレンダー調査や捕獲状況調査の結果に基づき、生息状況を把握する。	

3 法に基づく諸制度の運用状況調査

(1) 鳥獣保護区等の指定・管理等調査

既指定鳥獣保護区において、鳥獣の生息環境の維持・改善を図るための資料となる生息状況調査を実施するとともに、鳥獣保護区の指定・管理等を適正に行うため、新規指定の際には、当該候補区域において鳥獣の生息状況調査を実施する。

(第18表)

対象保護区等の名称	調査年度	調査の種類・方法	備考
銚子溪鳥獣保護区 青の山鳥獣保護区 藤尾山鳥獣保護区	令和4年度	生息状況調査(聞き取り、アンケート)	期間更新
三豊海岸鳥獣保護区 石清尾鳥獣保護区 善通寺鳥獣保護区 丸井鳥獣保護区	令和5年度	生息状況調査(聞き取り、アンケート)	期間更新
阿弥陀越鳥獣保護区 鷹の山鳥獣保護区 五色台鳥獣保護区	令和6年度	生息状況調査(聞き取り、アンケート)	期間更新
金刀比羅宮社有林大麻山鳥獣保護区 大窪寺鳥獣保護区 内場池鳥獣保護区	令和7年度	生息状況調査(聞き取り、アンケート)	期間更新
弥勒鳥獣保護区	令和8年度	生息状況調査(聞き取り、アンケート)	期間更新

(2) 捕獲等情報収集調査

指定管理鳥獣捕獲等事業での捕獲については、収集した捕獲等の情報から、単位努力量当たりの捕獲数及び目撃数の算出や、生息頭数の推定等を行い、生息状況や事業の効果等を検証する。

(3) 制度運用の概況情報

法に基づいて行う制度の運用の概況を把握し、この情報を本計画の作成又は変更に活かすとともに、国に報告する。

4 新たな技術の支援・普及等

(1) 捕獲技術や捕獲した個体の有効活用や効率的な処分に関する支援・普及等

「香川県イノシシ捕獲技術プログラム」を活用し、被害防除に有効な成獣捕獲の手法の検討を継続するとともに、錯誤捕獲の少ないわなの改良や ICT 等を活用した捕獲技術の普及を進める。また、捕獲後の処理が円滑に進むよう、先進事例の調査も踏まえ、市町に技術的な助言等の支援を行う。

(2) 被害防除対策に係る技術開発・普及

生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害等を及ぼす鳥獣の被害発生メカニズムを明らかにし、ICT 等の新たな技術も活用しながら、被害の防止、鳥獣の忌避や追い払いなどの技術開発を進め、普及に努める。また、鳥獣の人の生活圏への出没による人身被害を予防する観点からも環境の管理等による鳥獣の誘引防止等の被害防除対策に資する技術開発を進め、普及に努める。

(3) 捕獲個体の活用や処分に係る技術開発・普及

捕獲した個体の有効活用や効率的な処分に関する技術開発を進め、普及に努める。

第九 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

1 鳥獣行政担当職員

(1) 方針

本計画の内容や狩猟者登録を受けた者の数等を勘案し、事業の円滑な推進を図るための人員を配置する。

(2) 設置計画

(第19表)

区 分	現 況			計画終了時			備 考
	専任	兼任	計	専任	兼任	計	
本庁 [環境森林部みどり保全課 鳥獣対策グループ・野生 生物グループ]	9 人	1 人	10 人	必要な人員の確保			

(3) 研修計画

(第20表)

名 称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的	備 考
市町担当者会	県	5月ごろ	1回	全県	約20人	鳥獣行政事務（市町への委譲事務である有害鳥獣捕獲許可等）の適正かつ円滑な実施を目的とする研修	対象：市町担当職員
野生生物保護管理研修	環境省	6月ごろ	1回	全国	1人	鳥獣保護管理、狩猟行政に関する識見の向上及び鳥獣保護管理に関する業務の遂行に必要な専門的知識の習得を目的とする研修	対象：県担当職員

2 鳥獣保護管理員

(1) 方針

鳥獣保護管理員は、鳥獣保護区等の狩猟制限区域の管理、鳥獣の生息状況等の調査、狩猟者や捕獲許可対象者に対する指導、普及啓発等に従事するなど、鳥獣保護管理行政において重要な役割を担うものであるから、鳥獣の保護及び管理や狩猟制度についての知識や経験を有し、鳥獣の保護及び管理への熱意を有する人材から任命するものとし、研修の実施等により、その資質の維持・向上に努める。

また、基準設置数については、今後も、より地域に密着した活動が求められることから、従来の人数を維持する。

(2) 設置計画

(第21表)

基準設置数 (A)	令和3年度末		年度計画							備考	
	人員(B)	充足率 (B/A)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	平均(C)	充足率 (C/A)		
人 40	人 40	% 100.0	人 40	人 40	人 40	人 40	人 40	人 40	人 40	% 100.0	

(3) 年間活動計画

(第22表)

活動内容	実施時期												備考
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
鳥獣保護区等の狩猟制限区域の管理 鳥獣の生息状況等の調査 狩猟者や捕獲許可対象者に対する指導等 法第75条第3項に基づく立入検査 鳥獣保護管理思想に関する普及啓発													

(4) 研修計画

(第23表)

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的	備考
鳥獣保護管理員研修会	県	10月末	1回	全県	40人	鳥獣保護管理員の役割と業務について 関係法令等の周知徹底等	

3 保護及び管理の担い手の育成及び配置

(1) 方針

鳥獣の保護及び管理の強化が求められている地域において、鳥獣の生息状況の継続的な把握、被害等の発生状況を踏まえた被害防止を目的とした捕獲の適正かつ効果的な実施、地域住民への被害防止対策の普及等の活動を行うなど、保護及び管理の担い手となる人材の育成及び確保に努める。

(2) 認定鳥獣捕獲等事業者の育成及び確保

安全管理を図るための体制や従事する者が適切かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識が環境省の定める一定の基準に適合する認定鳥獣捕獲等事業者の育成及び確保に努める。

(3) 狩猟者の数の確保と育成

狩猟の社会的な意義を踏まえ、狩猟者が鳥獣の保護及び管理の重要な担い手として社会から信頼を得られるように、狩猟事故や違法行為の防止を図りつつ、狩猟の公益的な役割について普及啓発を行う。さらに、狩猟関係の手続きの利便性の向上等、狩猟者確保のための方策の充実に加え、知識・技術の向上のための取組みを進めるとともに新規の狩猟者の確保するため、狩猟免許試験の休日実施や回数等の増等の有効な対策を講じる。

4 鳥獣保護センター等の設置

平成 23 年度に整備した香川県野生鳥獣保護センター（公洲森林公園内）において、傷病鳥獣保護業務と鳥獣保護思想の普及啓発を実施する。

5 取締り

(1) 方針

狩猟等の取締りについては、県警察本部等の協力を得て行うものとし、迅速かつ適正な取締りを実施するため、以下の方策を講じる。

- ① 狩猟期間中においては、鳥獣保護管理員による巡回を強化する。（月 2 回→週 2 回）
- ② 氏名等の記載された標識がないなど違法に設置されたと疑われるわな等については、司法警察員により、刑事訴訟法及びその他捜査に関する所定の手続を踏まえた上で領置等の捜査を行う。
- ③ 取締りに必要な機動力を整備するほか、緊急取締りに対応して鳥獣行政担当職員及び鳥獣保護管理員の動員体制を整備する。
- ④ 狩猟事故及び法令違反の未然防止のため、法令に関する知識に加え、狩猟者としてのマナーの周知徹底を図るための講習会を開催するなど、狩猟者の資質の向上

に努める。

- ⑤ 警察当局との連携を密にするため、必要に応じて違法捕獲等に関する連絡会議を開催するなど、一層の連携強化に努める。

(2) 年間計画

(第24表)

事 項	実 施 時 期												備 考
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
狩猟期間中における取締り（場所、時間、捕獲方法、捕獲鳥獣種・数等）									←	→			
狩猟期間外における違法捕獲等の取締り	←							→					↔
野鳥の違法捕獲及び無登録飼養の取締り	←												→

6 必要な財源の確保

鳥獣保護管理事業の財源として、地方税法における狩猟税（目的税）の趣旨を踏まえ、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する行政の実施に対し効果的な支出を図る。

第十 その他鳥獣保護管理事業の実施のために必要な事項

1 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題

本県においては、イノシシやニホンザル、ニホンジカ、カワウ等、特定の鳥獣の生息分布が拡大増加傾向にあり、これらの鳥獣による農林水産業等への被害が深刻な状況にある。また、イノシシやアライグマ等の市街地への出没が増加し、人的被害や家屋などへの生活環境被害も増加している。

このような状況の中、科学的・計画的な鳥獣の保護及び管理が求められており、その取組みに当たっては、個体群管理、生息環境管理及び被害防除対策について適切な目標設定の下で関係者が連携し、総合的な対策の実施を図る必要がある。加えて、鳥獣の保護及び管理は自然界という不確実な対象を取り扱うものであるため、計画や対策の実施状況を絶えず点検、修正して、よりの確なものへと見直す順応的な対応が求められている。

また、個体群が広域に分布する鳥獣の保護及び管理については、地域個体群ごとの保護及び管理が課題となる一方、それぞれの市町における取組みの強化も課題となっている。さらに、鳥獣の適切な保護及び管理を推進していくためには、専門的な知識、技術及び経験を有する人材を育成し、確保していく必要がある。

なお、小豆島地域に生息するニホンジカについては、農林業等への被害をもたらしている一方で、孤立した個体群であり、無秩序な捕獲による絶滅のおそれがあることや、狩猟事故防止、住民等の安全配慮の観点から、令和9年3月31日まで狩猟による捕獲を禁止し、有害捕獲許可及び指定管理鳥獣捕獲等事業によって個体数調整を図っている。本措置の今後の取扱いについては、本計画期間中に実施予定の生息状況調査の結果や地元関係者の意向等を踏まえて決定する必要がある。

本計画においては、これらのことを踏まえ、関係者間の合意形成を図りながら、特定の鳥獣の地域個体群の長期的かつ安定的な存続と生活環境、農林水産業又は生態系への被害の防止という鳥獣の保護及び管理の考え方を基本として鳥獣保護管理事業を実施する。

2 狩猟の適正管理

(1) 基本的な考え方

狩猟は、鳥獣の保護及び管理に重要な役割を果たしており、鳥獣による農林水産業被害等の人と鳥獣とのあつれきは今後も継続すると考えられることから、適切な狩猟が鳥獣の保護及び管理に果たす公益的な役割が今後とも期待されている。しかしながら、一方で狩猟者の高齢化が続いている中、捕獲技術等を十分に有した狩猟者の育成及び確保が喫緊の課題となっている。このため、狩猟の役割について普及啓発や狩猟免許取得を促進するための取組みを一層進めるとともに、免許取得後の狩猟者の技術向上等に向けた方策についても充実させるよう努める。

他方、狩猟事故や違法行為あるいは狩猟に関連するマナーの低下等が発生した場合は、県民の狩猟に対するイメージを損ない、狩猟に対する理解が損なわれるおそれがあることから、狩猟の公益的な意義を社会が広く共有するとともに、狩猟者自身が鳥獣の保護及び管理の担い手として社会から信頼を得て、その社会的地位の向上に努めることが必要である。

このため、以下の取組み等によって適切な鳥獣の保護及び管理をさらに推進する。

(2) 狩猟者の資質向上のための取組み

狩猟免許試験及び免許更新時の講習を通じて、鳥獣の保護及び管理（狩猟者に求められる鳥獣の個体群管理、被害対策及び生息環境管理）、感染症の予防等に関する知識や技術の充実に努める。

(3) わな猟の適切な実施

イノシシによる農業被害の増加に伴い、イノシシを捕獲するためにわな猟免許を取得する農業者が増加し、わな猟者が多くなっている。

また、錯誤捕獲や、わなの作動により人が負傷する等の事故も懸念されるなど、銃猟者とわな猟者の軋轢等の問題が顕在化している。

このため、錯誤捕獲の防止とともに、人や財産へ危害を及ぼすことがないように、適切なわなの設置及び数量、地域住民や他の狩猟者への周知、見回りの励行等のわな猟に関する知識・技術を習得するための講習会を実施するなど、わな猟の適切な実施を推進する。

(4) 狩猟者の確保

これまで、狩猟免許試験の休日実施や回数が増等、狩猟者確保のための取組みを進めてきており、今後とも、狩猟者の確保に積極的に取り組む。

また、狩猟の社会的な意義を踏まえ、狩猟者の確保についての県民の理解を得るとともに、鳥獣の保護及び管理の担い手として社会から信頼が得られるよう狩猟事故や違法行為の防止を図りつつ、狩猟者確保のための方策の充実に努める。

3 入猟者承認制度に関する事項

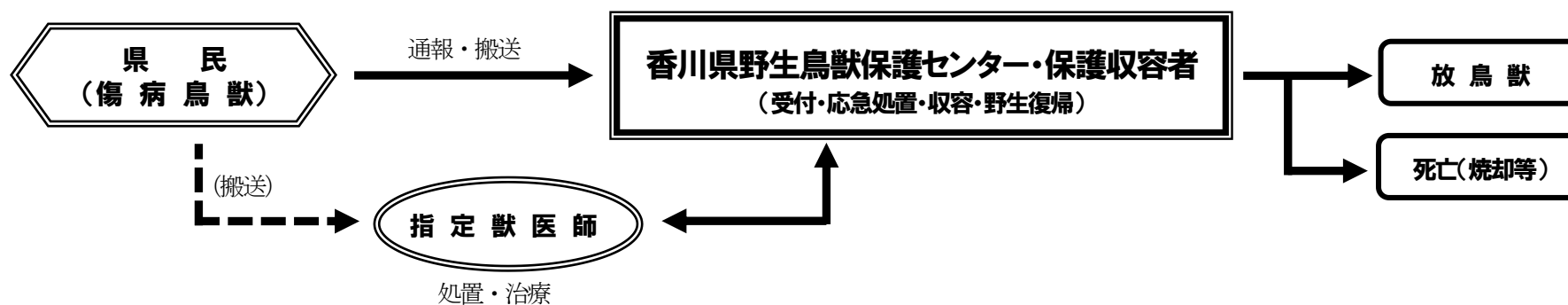
入猟者承認制度は、孤立した狩猟鳥獣の地域個体群であって当該狩猟鳥獣による農林水産業等への被害が発生している場合等、個体群管理に特に配慮しつつ被害対策への取組みが必要な場合において、狩猟鳥獣の地域個体群保護の見地から当該狩猟鳥獣の捕獲等につきあらかじめ承認を受けるべき旨の制限を行うものである。

現時点では予定はないが、必要に応じて本制度を活用し適切な地域個体群の保護及び管理を行う。

4 傷病鳥獣救護の基本的な対応

(1) 現状

傷病鳥獣救護の体制は、香川県野生鳥獣保護センター（公測森林公園内）を中核拠点とし、県獣医師会等との連携を図りながら、受付、治療、リハビリ、放野等の業務を適切に行うとともに、鳥獣保護思想の普及啓発に努める。



※ 傷病鳥獣の野生鳥獣保護センター等への搬送は、原則として救護依頼者が行うものとし、県、市町の行政機関及び鳥獣保護管理員はその支援活動を行う。

(2) 基本的な考え方

傷病鳥獣救護は、次の考え方を基本として対応する。

- ① 香川県野生鳥獣保護センターを拠点として、県獣医師会等との連携を図りながら、救護活動のネットワーク体制の整備に努める。
- ② 救護に当たっては、収容すべき目的及び意義を明確にし、外来鳥獣、農林水産業又は生活環境に被害を発生させているため有害性が高い鳥獣として毎年相当数捕獲されている鳥獣（ハシブトガラス、ハシボソガラス、ドバト、キジバト、スズメ、ムクドリ、ヒヨドリ、カワウ、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル）、ひなや出生直後の幼獣、重症のため適切な治療を施しても救命の見込みがない又は放野が不可能と判断される鳥獣を救護することのないよう、県民に対し普及啓発に努める。
- ③ 終生飼養、リハビリ等に携わるボランティア等、民間による取組みを検討する。
- ④ 傷病鳥獣の発生原因を分析し、必要に応じて予防措置を検討する。

⑤ 油汚染事故等、一時的に多数の傷病鳥獣が発生した場合に備えて、関係者間の連絡体制の整備とともに、関係団体やボランティアの活動拠点の確保について検討する。

(3) 救護個体の取扱い

救護個体の取扱いは、以下の考え方を基本として対応する。

- ① 収容に当たっては、種の保存法等関係法令上の必要な手続を行う。
- ② 専門家等の意見も参考にしたうえで、放野が不可能と見込まれた個体については、できる限り苦痛を与えない方法での致死を検討する。なお、このうち希少鳥獣の個体については、繁殖、研究若しくは教育のための活用又は終生飼養の検討を行う。

(4) 野生鳥獣と人・家畜の間で伝播する感染症対策

収容個体は、必要に応じ、搬入後速やかに隔離及び検査を行い、野生鳥獣と人・家畜の間で伝播する感染症の感染の有無を把握し、仮に感染の可能性がある場合には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、狂犬病予防法等の関係法令等の規定に従い、適切に対処する。また、二次感染を防止するため、衛生管理には十分留意する。

さらに、周囲で家畜伝染病予防法第2条に規定する家畜伝染病が発生している場合には、同病に感受性のある鳥獣の収容個体の症状等には十分留意し、同病の感染が疑われる際は、農政水産部局等と調整し、適切な対応を取る。

なお、救護に携わる者に対し、野生鳥獣と人・家畜の間で伝播する感染症に関する基本的な情報を提供するとともに、行政担当者や救護ボランティアに対し衛生管理等に関する研修を行う。

(5) 放野

放野は以下のような考え方を基本として対応するものとする。

- ① 対象個体の傷病が治癒していること、採餌能力、運動能力や警戒心が回復していること等を確認する。
- ② 発見救護された場所で野生復帰させることを基本とし、それが不適當又は困難な場合には遺伝的にかく乱を及ぼすことのないような場所を選定する。
- ③ 感染症に関する検査や治療を行い、野生鳥獣の間で伝播する感染症を予防する。

5 安易な餌付けの防止

(1) 方針

鳥獣への安易な餌付けは、人の与える食物への依存、人馴れが進むこと等による人身被害、農作物被害や、市街地出没の一因にもなることに加え、個体間の接触機会が増加することにより野生鳥獣間で伝播する感染症の拡大、餌付けを行った者と野生鳥獣間での感染症の伝播の要因となり、生態系や鳥獣の保護及び管理への影響を生じさせるおそれがあることから、希少鳥獣の保護のために行われる給餌等の特別な事例を除き、地域における鳥獣の生息状況や鳥獣被害の発生状況を踏まえて、広報誌やチラシ、必要に応じて現地指導により、鳥獣への安易な餌付けの防止についての普及啓発に努める。

また、鳥獣を観光等に利用するための餌付けについても、その生息状況への影響が最小限となるよう、また、鳥獣被害、感染症の拡大又は伝播の誘因となることがないように十分配慮する。

希少鳥獣の保護のために行われる給餌についても、高病原性鳥インフルエンザ等の感染症の拡大又は伝播につながらないように十分配慮する。

さらに、不適切な生ごみの処理や農地等における未収穫作物の放置が等の結果として鳥獣を誘引することとなる行為は、鳥獣による生活環境や農林水産業等の被害につながる可能性がある。このため、生ごみや未収穫物の適切な管理等についても、地域社会等での普及啓発等にも努める。

(2) 年間計画

(第25表)

重点項目	実施時期												実施方法	対象者	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
餌付け防止に関する普及啓発	←												→	広報誌、チラシ、現地指導等	県民

6 感染症への対応

生物多様性の確保、人の生活、家畜の飼養等に影響の大きい野生鳥獣に関する感染症に備え、専門的な知見に基づく情報収集や野生鳥獣の感染状況等に関する調査を始めとし、関係部局と連携したサーベイランス等を日頃から実施し、情報の共有を行う。また、それらの感染症が発生した場合に迅速かつ適切に対応できるよう、事前に関係機関との連絡体制を整備する。野生鳥獣に関する感染症は、鳥獣行政のみならず公衆衛生、家畜衛生、動物愛護管理行政等の多くの担当部局に関連するものもあるため、これらに関係する部局が連携して対策を実施することが必要である。また、関係する機関等に加え、地域住民に対して適切な理解を促すなどの普及啓発を行う。

(1) 高病原性鳥インフルエンザ

野生鳥獣や家きんなど主に鳥類の間で伝播する感染症であり、畜産業への影響も大きく、海外では人への感染事例も報告されていることから、「香川県高病原性鳥インフルエンザ対応マニュアル（野鳥編）」に基づきウイルス保有状況調査等を実施する体制を整備するとともに、農政水産部局等と連携しつつ適切な調査に努める。

野鳥の異常死の早期発見や発生時の対応体制を強化するために、野鳥の生息状況の把握、死亡野鳥調査等の野鳥サーベイランス及び野鳥緊急調査等を実施する人材の育成・確保に努める。また、高病原性鳥インフルエンザと野鳥との関わりや野鳥との接し方等について、住民への情報提供や普及啓発等を適切に実施する。

(2) 豚熱（CSF）、アフリカ豚熱（ASF）

2018（平成 30）年に国内で 26 年ぶりに発生して以降、野生イノシシにおける豚熱感染が継続して確認されていることから、家畜衛生部局等と調整しながら野生イノシシにおける感染確認検査を実施するとともに、関係省庁、周辺府県、関係市町、関係団体等と連携しながら防疫措置を含む捕獲強化等の対策を一層推進することにより、感染収束に努める。なお、捕獲を実施するに当たっては、県や市町から狩猟者や捕獲従事者に対し「CSF・ASF 対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き（令和元年 12 月環境省・農林水産省）」等に基づいた防疫措置を徹底し、捕獲等を実施するよう指導する。また、野生イノシシが豚熱ウイルスで汚染された肉製品を食べること等で感染・まん延につながるおそれがあることから、ごみの放置禁止及びごみ置き場等における野生動物の接触防止対策等の徹底について、関係部局と連携しながら、関係市町、関係機関、関係団体等に対し積極的に普及啓発を行う。

アフリカ豚熱については、現在、国内での感染は確認されていないが、アジア地域で広く感染が拡大しており、国内への侵入リスクが高まっている。アフリカ豚熱ウイルスが我が国に侵入し、野生イノシシにまん延した場合はその影響が大きいと考えられることから、家畜衛生部局等と連携・協力しながら、野生イノシシにおける感染確認検査の実施や監視体制強化により、万が一の侵入時に早期発見が可能な体制整備に努める。また、国内でアフリカ豚熱の感染が確認された場合、速やかに必要な措置を講じることができるよう、侵入確認時に必要な体制を整えておく。

(3) その他感染症

上記以外の野生鳥獣に関する感染症についても、可能な限り、情報収集等を行い、鳥獣の保護及び管理に当たっての対応の必要性、対応方法等について検討する。

例えば、口蹄疫等の家畜伝染病や、SFTS（重症熱性血小板減少症候群）等の既に国内での感染者が見られている野生鳥獣と人・家畜の間で伝播する感染症、ウエストナイル熱等のこれまで国内での感染はないが国内で発生した場合に家畜や希少鳥獣等への影響が懸念される感染症について、鳥獣における感染状況を早期に発見し、対応できるよう、情報収集・監視に努める。また、鳥獣の異常死又は傷病鳥獣の状況等の把握、それら傷病個体等における感染症に関する検査等を通じた監視・注意喚起等や、関係部局や関連機関との情報共有に努める。

7 普及啓発

(1) 鳥獣の保護及び管理についての普及等

① 方針

広く県民に鳥獣保護思想の普及啓発を図るため、香川県野生鳥獣保護センターを活用するとともに、県教育委員会、日本野鳥の会香川県支部等の協力を得て、愛鳥週間を中心に各種行事を実施する。

また、傷病等の理由により保護された鳥獣については、適切な治療を施し、再び自然界に復帰できるよう保護体制の更なる充実に努める。

② 事業の年間計画

(第26表)

事業内容	実施時期												備考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
愛鳥ポスターコンクール		展示 ←→			募集 ←	審査 →								対象：小・中・高等学校 児童・生徒

